細川地区
市政懇談会資料
（意見交換）

日時：令和７年１１月１４日
午後７時～
場所：細川町公民館

市政懇談会出席者一覧

役　　職	氏　　名
市　　長	仲田一彦（なかた かずひこ）
副　市　長	石田寛（いしだ ひろし）
副　市　長	合田仁（ごうだ ひとし）
教　育　長	大北由美（おおきた ゆみ）
総合政策部長	赤松宏朗（あかまつ ひろあき）
総務部長	藤原健二（ふじわら けんじ）
市民生活部長	降松俊基（くだまつ としき）
健康福祉部長	山城千明（やましろ ちあき）
産業振興部長	荒池洋至（あらいけ ようじ）
都市整備部長	友定久（ともさだ ひさし）
上下水道部長	錦昇（にしき のぼる）
議会事務局長	公森伸明（こうもり のぶあき）
消　防　長	大東成吉（だいとう しげよし）
教育総務部長	森田眞規（もりた まき）
教育振興部長	山口正明（やまぐち まさあき）

地区からの意見・提言（意見交換）

細川地区

	意見・提言の内容	回答者
1	テレビ難受信地域の高齢者世帯への支援について	総合政策部長 健康福祉部長
2	山田錦のあり方について	産業振興部長

市政懇談会　回答

<table>
<tr><td>地区名</td><td colspan="2">細川地区</td></tr>
<tr><td>意見・提言等</td><td>1</td><td>テレビ難受信地域の高齢者世帯への支援について（区長協議会）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（内容）
前年にも施設撤去支援に関する意見を上げました。
令和７年度予算にて既存施設の撤去費用が補助されるとの事でしたが、施設運営が市または事業者でないと受けられないものでした。
何年も市政懇談会で意見してきましたが補助を受けられず、みずほテレビ組合は解散、細川テレビ組合は撤去工事中とどちらも自費工事となっております。
テレビ組合員のほとんどはインターネット光テレビで視聴する事となり従来の施設維持費の約１０倍の視聴料がかかってきます。年金暮らしの高齢者世帯には相当な負担となってきます。そこでこれら高齢者世帯への支援を検討していただきたい。</td></tr>
<tr><td>回　答</td><td colspan="2">（担当課）総合政策部　企画政策課
健康福祉部　高齢福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="3">共同受信施設は、テレビの電波が届きにくい地域におけるテレビ視聴を可能とするため、地域住民から成る自主共聴組合自らの運営により維持管理されてきました。
共同受信施設は、各世帯から徴収する組合費をテレビ組合の裁量で決めることができ、比較的安価な組合費で運営されていることが多いなどのメリットがある一方、テレビ組合自らが施設のメンテナンスを行う必要があるなどのデメリットがあります。
他方、民間事業者による光回線を使ったテレビ視聴では、耐災害性の強い光回線が使用され、事業者が施設のメンテナンスを行うほか、テレビのみならず、電話やインターネットなどのサービスも組み合わせることができるなどメリットがある一方、価格はテレビ組合の組合費と比べて高額となる場合が多いなどのデメリットがあります。
各テレビ組合においては、これらのメリットやデメリットを比較考量した上で、現に施設の維持管理を継続している地区もあれば、施設の撤去に取り組んだ組合もある状況となっています。</td></tr>
</table>

こうした中で、施設の撤去に取り組んだ組合においては、上記のメリットやデメリットを組合員に説明し、組合員の同意のもと、施設を撤去されたものと認識しています。

上記の経緯に加え、施設の撤去により新たに光回線のテレビ視聴に伴う生活費の負担が増加するという御意見の趣旨は心情的には理解しますが、テレビ視聴に係る費用に対する高齢者等一部の方への支援については、公平性や公益性の観点からも支援いたしかねます。

なお、民間光回線事業者において、負担額の増加の抑制につながるサービス等の情報がありましたら、情報提供させていただきますので申し添えます。

市政懇談会　回答

地区名	細川地区	
意見・提言等	２	山田錦のあり方について（区長協議会）

（内容）

細川町は、農村部で山田錦栽培地として古くから農業を主として営なまれております。三木市は、三木を守る５つの取組の中に山田錦も掲げられております。まず１つ目にどう守られていくのか施策等を教えて頂きたい。

昨今の食用米の価格上昇に伴い食用米が山田錦の価格と変わらなくなり、作りやすい食用米への変更を考えている農家も見受けられます。２つ目は山田錦の生産システムが日本農業遺産に認定されていますが何かメリットは無いのでしょうか。

３つ目は農業関係人口の減少について、どこも人が減少していることは理解しますが農業経営を持続するには一定の農業関係人口が必要ですが何か対策は有りますか。

回　答	（担当課）産業振興部　農業振興課

意見の１つ目、山田錦を守るためには、生産者と農地を守って行く事が最も重要と考えています。

令和５年度から地域の皆様と取り組み策定した「地域計画」の中で、「担い手の確保」が緊喫の課題であることが明白となり、今年度から、各地区が抱えている課題解決に向けて、様々な取組を行っているところです。

特に、兼業農家が多数を占める三木市において、まずは集落営農組織の設立により地域で守る農業を推進しています。

細川地区においては、ほとんどの集落で営農組織化されていることから、今後は組織の強化とともに広域化を目指す取組を支援できればと考えております。

今後、農家の減少が加速的に進むことが想定されることから、組織化による農地の集積を図り、組織の存続が難しくなった後においても、認定農業者や企業といった担い手にスムーズに営農を引き継げるような体制づくりが必要であるとともに、農地の再整備等により少人数で大規模な営農が行えるようにソフト、ハードの両面に対し支援を行っていきます。

さらに、この度の主食用米の高騰以前から、担い手不足や昨今の

異常気象により山田錦を取り巻く環境の悪化に対応し、これまで培ってきた日本一の質と量を誇る三木市産山田錦の持続可能な生産を維持するため、生産者をはじめ関係機関が一堂に会する「三木市産山田錦生産者の集い」を開催するなど、生産意識の向上と技術の継承を図る取組を行っています。

また、三木市の山田錦は、明治時代から続く村米制度があり、酒蔵との強い信頼関係で結びついた取引形態で長い歴史があることから、酒蔵が求める契約数量は確保しなければならないと考えます。

食用米への転換についてですが、令和の米騒動による食用米の価格高騰が原因となりますが、価格については現時点で不安定なものであります。

現在、山田錦は全国的に生産されており、日本酒の販売量に対して需給バランスを維持している状況にもあり、一旦食用米に転換を行った場合、今後の生産割当が減少し再度山田錦に戻すことが難しくなる可能性があり、生産者の皆様には山田錦の生産を守る努力をお願いします。

国においても酒米の生産量低下については危機感を抱いており、山田錦等の好適酒造米に対して補助金等の概算要求をされておりますので、急激な価格変動に即座に反応することなく、山田錦の生産を継続していただきたいと考えています。

２つ目の農業遺産認定に伴うメリットについては、先日農業遺産に認定されたことを祈念した記念シンポジウムが、山田錦生産者とその関係者約２５０名の参加のもと、システムの主役である生産者に「山田錦」を生産するという「誇り」と酒蔵が求める良品を作ってきた「自信」を持ち続けてもらうため、三木山森林公園で開催されたところです。

三木市の３大資源の一つである酒米「山田錦」は、明治時代から培ってきた「村米制度」による生産者と酒蔵が太い絆で結ばれた土壌があります。

遺産認定のメリットである「関係性価値」の向上、山田錦生産者と酒蔵との特別な関係を幅広く消費者にも広げることにより、「酒米山田錦」の更なるブランド力の向上に繋がります。

江戸時代から酒米の産地として培ってきたところに酒蔵との特

別な関係「村米制度」ができ、そこに「酒米山田錦」が栽培されるという「奇跡の産地」を今後とも継承できる支援を展開していきます。

３つ目の農業関係人口対策については、三木市の農家数はここ１０年で約３割減少しており、現在の年齢構成や後継者の有無を元に想定をしたところ、今後１０年で約半数に、２０年後には１／３に減少するものと考えられています。これは三木市だけに限られたものではなく、全国的な問題となっており、その対策として、新規就農者の積極的な受入を推進しています。

毎月の就農相談や県内外の就農イベントにも参加して、就農希望者の定着につなげる取組を行っています。

また、酒蔵においてもこのことについて、強い危機感を感じていることから、担い手確保に向け「村米制度」の強みを活かして積極的に酒蔵を巻き込んだ対策を考えてまいります。

地域においても新規就農者の受入体制整備、組織の強化や広域化など担い手確保に向けた取組を行っていただきますようよろしくお願いします。

最後になりますが、まちづくり協議会を中心とした地域主導での農地保全や担い手確保など課題解決に向けた取組を市も共有させていただき支援できればと考えます。

＜メ　モ＞